

# 年金 1 (問題)

## 【第 I 部】

問題 1. (1) ~ (6) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。 (計 26 点)

(1) 確定給付企業年金に関して、次の (ア) ~ (エ) に適切な語句を入力しなさい。 (4 点)

○確定給付企業年金法施行規則

(業務概況の周知)

第八十七条 事業主等（第七号に掲げる事項については第八十二条の要件に該当する規約型企業年金の事業主を除き、第八号に掲げる事項についてはリスク分担型企業年金を実施する事業主等に限る。）が法第七十三条第一項の規定に基づき、その確定給付企業年金に係る業務の概況について加入者に周知させる場合においては、毎事業年度一回以上、当該時点における次に掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあっては、当該時点における直近の概況。以下この条において「周知事項」という。）を加入者に周知させるものとする。

- 一 給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計
- 二 加入者の数及び給付の種類ごとの受給権者の数
- 三 給付の種類ごとの給付の支給額その他給付の支給の概況
- 四 事業主が資産管理運用機関等に納付した掛金の額、納付時期その他掛金の納付の概況
- 五 積立金の額と  との比較その他積立金の積立ての概況
- 六 積立金の運用収益又は運用損失及び資産の構成割合その他積立金の運用の概況
- 七  の概要
- 八 調整率の推移その他調整率に関する事項
- 九 その他確定給付企業年金の事業に係る重要事項

2 (略)

3 事業主等が加入者に周知事項を周知させる場合であって、前項各号のいずれかの方法を選択するときは、加入者以外の者であって事業主等が  を負っているものにも周知が行われる方法を選択するよう努めなければならない。

4  を実施する事業主等は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度一回以上、周知事項を加入者以外の者であって事業主等が  を負っているものに周知させるものとする。

(2) 確定拠出年金に関して、次の(ア)～(エ)に適切な語句あるいは数値を入力しなさい。

(4点)

○確定拠出年金法

(事業主掛金の納付)

第二十一条 事業主は、事業主掛金を企業型年金規約で定める日までに〔ア〕に納付するものとする。

2 (略)

(運用の方法の除外に係る同意)

第二十六条 〔イ〕等は、提示運用方法から運用の方法を除外しようとするときは、企業型年金規約で定めるところにより、当該除外しようとする運用の方法を選択して運用の指図を行っている企業型年金加入者等(以下この条において「除外運用方法指図者」という。)(所在が明らかでない者を除く。)の〔ウ〕の同意を得なければならない。ただし、当該運用の方法に係る契約の相手方が欠けたことその他厚生労働省令で定める事由により当該運用の方法を除外しようとするときは、この限りでない。

2 〔イ〕等は、企業型年金規約で定めるところにより、除外運用方法指図者に前項の同意を得るための通知をした日から〔エ〕で企業型年金規約で定める期間を経過してもなお除外運用方法指図者から同意又は不同意の意思表示を受けなかった場合は、当該除外運用方法指図者は同項の同意をしたものとみなすことができる。この場合において、当該通知には、その旨を記載しなければならない。

3、4 (略)

(3) 確定給付企業年金に関する次の (ア) ~ (エ) の文章について、下線部分を正しい内容に改めたものを入力しなさい。 (4 点)

- (ア) 給付額算定用加入者期間はいかなる場合も加入者期間を上回ることができない。
- (イ) 代議員会は代議員の定数の4分の3以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
- (ウ) 受給権は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。ただし、老齢給付金および障害給付金を受ける権利を国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押さえる場合は、この限りでない。
- (エ) 企業型年金の拠出限度額に関する経過措置(※)が終了となる確定給付企業年金上の変更を以下の中からすべて挙げると、①⑥となる。なお、確定給付企業年金は単一の実施事業所により実施されているものとする。
- (※)「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」附則に定める企業型年金の拠出限度額に関する経過措置
- ① 定年延長に伴って、支給要件の支給開始年齢は変更せずに新定年等の年齢での支給開始を新たに選択可能とする変更を行ったが、年金財政への影響が軽微であるとし財政再計算を実施不要とした。その後の財政再計算において、当該規約変更後の実態を踏まえて最終年齢を延長後の定年年齢等に変更する場合
- ② 給付額算定用加入者期間を「55歳までの加入者期間」から「60歳までの加入者期間」に変更する場合
- ③ 確定給付企業年金規約の附則において過去分の給付水準を変更した場合
- ④ 最低保全給付の算定方法を変更する場合
- ⑤ 基準給与を標準報酬月額からポイントを累積したものに変更したことに伴い財政再計算を行い、他制度掛金相当額が端数処理前で600円増加した場合
- ⑥ 軽微な給付設計の変更(当該変更単体では財政再計算が不要と判断されるもの)と同時に加入者の資格を変更したことにより、財政再計算の実施が必要となった場合

(4) 確定拠出年金に関する次の (ア) ~ (エ) の文章について、下線部分 正しい内容に改めたものを入力しなさい。(4 点)

- (ア) 個人型年金において一定の要件のもとで中小事業主掛金を拠出できる中小事業主とは「企業型年金を実施していない厚生年金適用事業所の事業主であって、その使用する第一号厚生年金被保険者の数が 500 人未満のもの」をいう。
- (イ) 退職一時金制度から企業型年金に移行する場合、企業型年金への移換額の最大額は、以下の①の額から②の額を控除したものである。現在、退職一時金制度以外の退職給付制度は実施していないものとする。
- ① 移行日において在職する使用人の全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額
- ② 上記①に規定する使用人のうち移行日に在職しているものの全員が移行日において自己の都合により退職するものと仮定した場合における当該使用人につき移行日において定められている退職給与規程により計算される退職給与の額の合計額
- (ウ) 企業型年金の資産管理機関は、企業型年金加入者であった者であって、その個人別管理資産が 企業型年金加入者の資格を喪失した日が属する月から起算して 3 ヶ月以内に移換されなかったもの (企業型年金運用指図者を除く。) の個人別管理資産を国民年金基金連合会に移換する。
- (エ) 企業型年金の死亡一時金の給付の額は、死亡日以後の企業型年金規約で定める日 (死亡日から起算して 1 年を経過する日までの間) に限る。 における個人別管理資産額である。

(5) 公的年金に関する次の (ア) ~ (ウ) の文章について、 ~  に適切な数値を入力しなさい。また、 ~  に適切な数値を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。なお、同じ選択肢を複数回使用してもよい。 (5 点)

(ア) 厚生年金保険では、賞与は労働者が労働の対償として受ける全てのもののうち、 月を超える期間ごとに受けるものとされ、賞与を受けた月における標準賞与額の上限は  万円となる。

(イ) 2023 年 4 月から導入された「特例的な繰下げみなし増額制度」に基づくと、2017 年 4 月 1 日以降の 65 歳に達した日に老齢基礎年金および老齢厚生年金の受給権が発生し、繰下げ受給の申し出をせず 72 歳に達した日に 65 歳到達時点の本来の年金 (老齢基礎年金および老齢厚生年金の合計額が 220 万円) を遡って請求した場合は、 万円を一括で受け取ることができる。(一万円未満を四捨五入して一万円単位で解答すること。)

(ウ) 2024 年度 (令和 6 年度) の老齢基礎年金の改定率は次の通りである。物価変動率が 、名目手取り賃金変動率が 、マクロ経済スライドによる調整率が ▲  のため、新規裁定年金は 、既裁定年金は  となる。

【(d) から (h) の選択肢】

- (A) 0.1% (B) 0.2% (C) 0.3% (D) 0.4% (E) 0.5% (F) 0.6% (G) 0.7%  
(H) 2.7% (I) 2.8% (J) 2.9% (K) 3.0% (L) 3.1% (M) 3.2% (N) 3.3%  
(O) 3.4% (P) 3.5%

(6) 次の(ア)～(オ)の文章について、～に適切な数値を入力しなさい。また、およびに適切な語句を選択肢の中から選択し、記号で答えなさい。  
(5点)

(ア) 特定業種退職金共済の退職金は、共済証紙の納付月数が月(建設業退職金共済および死亡の場合は月)以上である者が、他の業種に従事したときや55歳以上で退職したときなどに該当したときに、納付月数に応じて一時金で支給される。

(イ) 中小企業退職金共済の掛金月額の下限は5,000円(パートタイマー等短時間労働者は2,000円)、上限は円である。

(ウ) 2020年4月1日に入社し、2024年4月10日に退職した者に、退職手当等600万円が支払われた。この場合の退職所得の金額は万円となる。なお、役員等の期間はなく、退職一時金制度からの支払いでありこれ以外の退職手当はないものとする。

(エ) 以下の①から④のうち、国からの掛金助成制度があるものをすべて挙げると、である。

【選択肢】

- ① 中小企業退職金共済
- ② 特定業種退職金共済
- ③ 特定退職金共済
- ④ 小規模企業共済

(オ) 以下の①から⑥のうち、退職所得となるものをすべて挙げると、である。

【選択肢】

- ① 確定給付企業年金の障害給付金(一時金)
- ② 引き続き勤務する従業員に対して支払われる確定給付企業年金の制度終了に伴う一時金
- ③ 確定給付企業年金の給付減額に当たり希望する退職後の年金受給権者に対して、最低積立基準額の全部を一時金として支給する場合の一時金
- ④ 引き続き勤務する従業員に対する退職一時金のうち、労働協約等を改正して定年を延長した場合において、定年延長前に入社し旧定年に達した従業員に対し旧定年に達する前の勤続期間に係る退職一時金で、その支払をすることにつき相当の理由があると認められるもので、その退職一時金が支払われた後に支払われる退職手当等の計算上その退職一時金の計算の基礎となった勤続期間を一切加味しない条件の下に支払われるもの
- ⑤ 退職に伴い支給される企業型年金の脱退一時金
- ⑥ 個人型年金の老齢給付金(一時金)

問題 2. (1) ~ (5) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 24 点)

(1) 確定給付企業年金に関し、次の (ア) ~ (エ) の設問に解答しなさい。

(10 点)

(ア) 確定給付企業年金法第 55 条第 2 項に「加入者は、政令で定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。」とあるが、この政令で定める基準について確定給付企業年金法施行令第 35 条に定められているものを 4 つ簡潔に入力しなさい。

(300 字以内)

(イ) 年金として支給する老齢給付金の支給を開始してから 5 年を経過する日までの間において、年金として支給する老齢給付金の受給権者に厚生労働省で定める特別の事情がある場合に老齢給付金を一時金として支給できるが、この特別の事情について確定給付企業年金法施行規則第 30 条に定められているものを 4 つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(ウ) 確定給付企業年金の規約の変更において厚生労働大臣の承認・認可を受ける必要のない軽微な変更として、確定給付企業年金法第 4 条第 5 号に掲げる事項に係る変更のうち軽微な変更がある。給付の額を減額する場合は当該軽微な変更該当しないが、2024 年 (令和 6 年) 12 月 1 日以降、当該軽微な変更該当しないとされる場合が追加された。当該追加された内容について簡潔に入力しなさい。なお、解答にあたっては通知『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について (法令解釈)』第 1 の 3 の内容も踏まえて記載すること。(250 字以内)

(エ) 確定給付企業年金法第 41 条第 2 項第 2 号に係る脱退一時金 (老齢給付金を受けるための要件のうち老齢給付金支給開始要件以外の要件を満たすものに支給するもの) を受けるための要件を規約に定める場合にあつて、満たすべき要件として確定給付企業年金法施行令第 27 条第 1 項に定められているものを 3 つ簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(2) 確定拠出年金に関し、次の(ア)～(ウ)の設問に解答しなさい。

(6点)

- (ア) 企業型年金加入者とする事についての「一定の資格」として、「一定の年齢未満」の従業員のみを企業型年金加入者とすることが可能である。当該「一定の年齢」を60歳より低い年齢とすることはできないものとされているが、この例外として、通知『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』第1の1(1)③に定められている内容(例外を設ける理由を含む。)を簡潔に入力しなさい。(250字以内)
- (イ) 企業型年金加入者掛金の額は、例外を除いては、企業型掛金拠出単位期間につき1回限り変更することができるものとされている。2024年(令和6年)12月1日以降、この例外の内容が一部追加された。追加された内容を簡潔に入力しなさい。(250字以内)
- (ウ) 指定運用方法を選定し企業型年金加入者に提示する場合、運用指図権に関する加入者保護を徹底し受託者責任を果たす観点から、確定拠出年金運営管理機関等が企業型年金加入者に対して講ずることが望ましい措置として通知『確定拠出年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』第4の2(4)②に定められている内容を2つ簡潔に入力しなさい。(250字以内)



(3) 公的年金に関し、次の(ア)、(イ)の設問に解答しなさい。

(4点)

- (ア) 平成 16 年年金制度改革で枠組みが定められた公的年金の給付と財源の関係について、簡潔に入力しなさい。なお、「保険料」「国庫負担」「マクロ経済スライド」「所得代替率」をすべて用いること。(300 字以内)
- (イ) 国民年金においては、本人の申し出により 60 歳以上の者も加入することができる(任意加入制度)。この任意加入の対象となる者はどのような者が簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(4) 国民年金基金制度に関し、次の設問に解答しなさい。

(2 点)

国民年金基金では掛金の上限額は 68,000 円とされているが、国民年金の保険料を免除されていた者について掛金の額の上限が増加する特例がある。当該特例の適用条件、適用期間および掛金の上限額について簡潔に入力しなさい。(250 字以内)

(5) 税制に関し、次の(ア)、(イ)の設問に解答しなさい。

(2点)

(ア) 確定給付企業年金と確定拠出年金(企業型)の各制度の拠出段階における加入者掛金に適用される税制の違いを簡潔に入力しなさい。(50字以内)

(イ) 国民年金基金制度の遺族一時金と確定拠出年金(個人型)の死亡一時金の給付段階における税制の違いを簡潔に入力しなさい。(50字以内)

## 【第Ⅱ部】

問題 3. 次の(1)～(5)の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 10 点)

<前提>

- ① A社は単独(実施事業所は1つ)でリスク分担型企业年金を実施している。加入者は職種Bと職種Cに分かれており、いずれも最終給与比例制度である。
- ② 今般、職種Bは一律5%、職種Cは一律1%、基準給与・標準給与ともに増額することとなり、2025年4月1日を施行日として給与に関する規約変更を行う予定である。
- ③ 変更前後ともに、リスク分担型企业年金掛金のうち標準掛金部分は給与比例、リスク対応掛金部分は固定額で拠出するものとし、標準掛金部分およびリスク対応掛金部分以外は拠出しないものとする。
- ④ 受給権者はいない。
- ⑤ 今回の変更の際して、財政再計算を実施し、他制度掛金相当額の算定を行っている。
- ⑥ A社は企業型年金も実施しており、企業型年金の拠出限度額に関する経過措置(※)を適用している。リスク分担型企业年金と企業型年金以外に企業年金は実施していない。  
(※)「確定拠出年金法施行令及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令(令和3年政令第244号)」附則に定める企業型年金の拠出限度額に関する経過措置
- ⑦ 財政状況等は次のページの表の通りである。なお、変更前の調整率は1.0である。また、確定給付企業年金法施行規則第64条の規定による掛金の拠出はないものとする。変更前後で加入時給与以外の基礎率は見直しておらず、給付の額の減額判定には表の数値を用いるものとする。

(他制度掛金相当額以外の単位は百万円)

	変更前		変更後	
	職種 B	職種 C	職種 B	職種 C
調整前給付額の通常予測給付現価(将来加入者)	600	800	630	808
調整前給付額の通常予測給付現価(現在加入者)	1,000	1,200	1,050	1,212
リスク分担型企業年金掛金のうち標準掛金部分の収入現価(将来加入者)	600	800	630	808
リスク分担型企業年金掛金のうち標準掛金部分の収入現価(現在加入者)	500	500	525	505
リスク分担型企業年金掛金のうちリスク対応掛金部分の収入現価	300		300	
財政悪化リスク相当額	800		820	
積立金	1,300		1,300	
最低積立基準額	600	700	(a)	(b)
他制度掛金相当額(端数処理前)	25,821 円	28,432 円	27,112 円	28,716 円

(1) (a)、(b) それぞれの金額を入力しなさい。百万円未満を四捨五入して百万円単位で解答すること。

(2 点)

(2) 「通常予測給付現価・最低積立基準額の減少」「リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金からリスク分担型企業年金への変更またはその逆の変更」以外のリスク分担型企業年金における制度変更に特有の給付減額条件として、通知『確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について(法令解釈)』に規定されている内容を簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(2 点)

(3) この給付設計変更は給付の額の減額に該当するが、その理由と減額対象者を簡潔に入力しなさい。解答にあたっては、通常予測給付現価の変動、最低積立基準額の変動および(2)の給付減額条件に用いる額の変動それぞれについて具体的な数値を記載すること。(500 字以内)

(2 点)

(4) 給付の額の減額を回避するための方策について簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(2 点)

(5) 変更後の企業型年金の拠出限度額(月額)を職種 B、C それぞれについて入力しなさい。

(2 点)

問題 4. (1)、(2) の各問について、各問の指示に従い解答しなさい。

(計 40 点)

(1) 企業型年金の拠出限度額（月額）は最大で 55,000 円であるが、当該水準は 2014 年 10 月以降変更されていない。当該 55,000 円の水準や企業型年金の拠出限度額の設定方法について、どうあるべきか所見を入力しなさい。なお、他制度掛金相当額に触れる場合は、その算定方法にかかる事項については、対象外とする。(2,500 字以内)

(20 点)

(2) 公的年金制度には国民年金と厚生年金があり、国民年金に加入した者には基礎年金が給付され、厚生年金に加入した者には基礎年金のほか報酬比例年金が給付される。基礎年金と報酬比例年金の構造および役割について、次の(ア)、(イ)の各問に解答しなさい。

(20 点)

(ア) マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、基礎年金と報酬比例年金それぞれに適用されるが、両者の間で、調整が終了するまでの期間(以下「調整期間」という。)は必ずしも一致せず、基礎年金の方が調整期間が長期化する傾向にあることが確認されている。マクロ経済スライドによる給付水準の調整期間が基礎年金と報酬比例年金とで異なる制度上の要因および基礎年金の方が調整期間が長期化する要因を簡潔に入力しなさい。(500 字以内)

(イ) 公的年金は、社会全体で高齢者等の生活を支える制度である。昨今の働き方の多様化に伴い、フリーランス・非正規雇用者が増加している中で、基礎年金の調整期間の長期化によりどのような問題が発生し、それに対してどのような方策を講じるべきかに関して、具体的な内容とその理由について所見を入力しなさい。なお、国民年金に加入した者には基礎年金が給付され、厚生年金に加入した者には基礎年金のほか報酬比例年金が給付される構造であることおよび保険料方式であることの現行の枠組みは、変更しないものとする。(2,500 字以内)

以上